



◆定住住宅取得補助事業について【平成28年3月31日までの期間限定】

大崎町では、下記の要件に該当する方に定住住宅取得補助金として最高100万円を補助します。

【補助対象者】

①転入者の場合

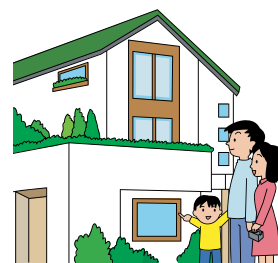
平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に転入した方。ただし、世帯責任者の年齢は65歳未満とします。

②町内居住者の場合

町内居住者で義務教育終了前の子を扶養している方

【補助の要件】

- ・平成23年4月1日以降に町内に住宅を新築または購入（中古住宅を含む）すること
- ※新築または購入の場合も、登記を済ませることが必要です。
- ・新築または購入した住宅に引き続き5年以上定住すること
- ・居住地の自治公民館に加入すること
- ・町税などに滞納がないこと
- ※建て替えとみなされる場合は対象となりません。



【補助金額】（転入者と町内居住者では補助限度額が異なります）

土地の取得経費と住宅の取得経費の総額の5分の1を補助します。ただし、補助限度額は下記のとおりです。

①転入者の場合（最高100万円）

- | | | |
|-----------|-------------------|------|
| ・補助基本額 | 1世帯につき | 20万円 |
| ・転入者加算金 | 1世帯につき | 30万円 |
| ・子育て世帯加算金 | 義務教育終了前の子が1人の世帯 | 10万円 |
| | 義務教育終了前の子が2人以上の世帯 | 20万円 |
| ・地域活性化加算金 | | 30万円 |

※下記の地区（持留・釜ヶ宇都・水之谷）に住宅を取得した場合は、地域活性化加算金が補助されます。

持留地区・・・横内、黒石、上・中・下・西持留、大佐土原、下原、永吉集落

釜ヶ宇都地区・・・桜野、釜ヶ宇都、篠段、池段集落

水之谷地区・・・若松、上・中・下・東水之谷、籠谷、東川、上別府、馬場下集落

②町内居住者の場合（最高50万円）

- | | | |
|-----------|--------|------|
| ・補助基本額 | 1世帯につき | 20万円 |
| ・地域活性化加算金 | | 30万円 |

【補助金交付申請】

補助金の交付を受けようとする方は、補助金交付申請書に関係書類を添えて、住宅を新築または購入の日（登記完了後）から1年以内に役場企画調整課に提出することになっています。

※補助金の申請手続きなどの詳しい内容につきましては、問い合わせ先までご連絡ください。



原理を考えることが、脳に
よい刺激を与えるみたい。



最近、昔遊びが見直されて
るらしいわよ。